令和８年第６回塙町農業委員会総会議事録

１．日　　　時　　　令和８年５月１８日（月）　　午後１時２９分

１．場　　　所　　　防災センター　３階　会議室

１．出席農業委員（１５名）

１番	鈴木文芳	６番	藤田隆美	１１番	鈴木則隆
２番	鈴木理也子	７番	齋藤さや子	１２番	北郷修三
３番	北郷喜久	８番	松本文夫	１３番	石井久雄
４番	神永勝広	９番	鈴木佳美	１４番	上妻一広
５番	石井直樹	１０番	佐藤勝	１５番	下重繁男

１．出席推進委員（１名）

吉成邦明

１．事務局出席

事務局長　金田一徳　　主任主査　下重敬子　　主任主査　渋谷孝弘

１．報告

報告第１号　農地転用届の受理について
報告第２号　農地転用届の受理について

１．提出議案

議案第１５号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第１６号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更について

日程１．開会
１．議長
　ただいまから令和８年第６回塙町農業委員会総会を開会いたします。
　ただいまの出席委員は 15 名で、定足数を満たしておりますので会議は成立しております。

日程２．挨拶（会長）
１．議長
　一言ご挨拶申し上げます。
　昨日あたりから 30 度以上超える様な暑さが本当にやってきましたので、熱中症とか、その他暑い時期草刈をするようなこともありますので、熱中症だけには気をつけていただければと思いますので､健康だけは留意されて作業を行っていただければと思います。よろしくお願いします。あいさつとします。

日程３．報告
１．議長
　続いて報告に入ります。
　お手元に令和８年第５回総会以降の動静表をお配りしてございますので、これによってご了承願いたいと思います。事務局より報告をお願いいたします。

１．事務局長
　はい、それでは事務局より２点ほど報告があります。
　まず報告第１号、農地転用届の受理について。農地転用届、農地法施行規則第 29 条第１項該当が下記のとおりあり、受理したので報告いたします。
　続いて報告第２号でございます。報告第２号、農地転用届の受理について、農地転用届、農地法施行規則第 29 条第１項該当が下記のとおりあり、受理したので報告いたします。
　以上報告終わります。

１．議長
　質問はありませんか。
　質問がないようなので、報告のみといたします。

日程４．議事録署名委員の選出
１．議長
　お諮りいたします。
　議事録署名人を議長指名により定めたいと思います｡これに異議ございませんか。

１．全委員
　異議なし。

１．議長
　異議なしと認めます。

よって議事録署名委員に5番石井直樹委員、6番藤田隆美委員を指名いたします。

日程５．議案の審議

１．議長

これより議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より朗読並びに提案理由の説明をお願いいたします。

１．事務局長

それでは議案集2ページをお開きください。

議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定による次の許可申請について、許可を求める。令和8年5月18日提出、塙町農業委員会会長　下重繁男。3ページをお開きください。

（農地法第4条第1項の規定による許可申請（別紙）朗読）

次に提案理由でございますが、農地法第4条第1項の規定による許可申請が1件あり、許可の可否について、ご審議していただきたく提案したものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

１．議長

それでは番号1番について地区担当推進委員、安部克弘委員が本日欠席のため、現地立ち合い農業委員12番北郷修三委員より報告をお願いいたします。

１．12番農業委員

12番農業委員北郷修三です。1番について報告いたします。調査日は5月12日、9時45分から私と地区担当推進委員の安部克弘委員、農業委員の北郷喜久委員、事務局より下重敬子さん、申請者の代理人といたしまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの立会いの下、現地調査を行いました。位置図は15-1です。

申請人は、〇〇業を営んでおりまして、自宅に隣接している田んぼに土盛りをいたしまして倉庫、駐車場回転スペース等を確保したいそうです。

田んぼの南側と西側に用水路とあぜ道がありますが、あぜ道の内側に擁壁を立てて土盛りをするので、用水には影響がないと思われます。残りの三角形の田んぼでありますが、引き続き、耕作をするそうです。以上何ら問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

１．議長

次に現地調査農業委員、3番北郷喜久委員より報告をお願いいたします。

１．3番農業委員

農業委員、3番北郷喜久です。ただいま現地立ち会いの農業委員から報告があったとおりです。以上報告いたします。

１．議長

これより質疑に入ります。なお、意見等がある場合はここで発言願います。

質疑ありませんか。

１．全委員
　なし。

１．議長
　質疑なしと認めます。
　これより議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。お諮りいたします。
　本案について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

１．全委員
　異議なし。

１．議長
　異議なしと認めます。
　よって本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。
　これより議案第16号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。事務局より朗読並びに提案理由の説明をお願いいたします。

１．事務局長
　それでは議案集4ページをお開き願います。
　議案第16号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第5条の規定による次の許可後の事業計画変更について、承認を求める。令和8年5月18日提出、塙町農業委員会会長　下重繁男。続いて5ページをお開きください。
　（農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更（別紙）朗読）
　次に提案理由でございますが、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更が1件あり、承認することの可否について、ご審議していただきたく提案したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

１．議長
　それでは、番号1番について地区担当推進委員、吉成邦明委員より報告をお願いいたします。

１．吉成推進委員
　推進委員の吉成です。5月12日、9時から、北郷喜久委員、下重敬子さん、代理人の行政書士〇〇〇〇さん。4人で現地調査いたしました。
　行って、最初びっくりしたのは基礎がもう終わってるような状態だったので、いろいろと話を聞くと、平成13年にこれが許可申請され、県の方からの許可をもらって、とりあえず計画を立てたんですが、キャンセルになっちゃったっていうことで、今までずっと、そのままにしちゃったっていうような状態でした。
　ところが2年前頃から、これをまた一戸建住宅を借りたいというような人がでたということで、再び建物を建てたいということで、着工にあたったんですけども

歩道ができて、敷地面積が変更になったり、また前回申請していた建物の工期の方が、変わったということで再度、町の方に申請をし直したということで話をしました。いろいろ検討事項というか、項目はありますけども建物自体、建てても下水のほうも道のすぐ脇ですし、何ら心配するようなところはないと思いますので一応安心したような次第です。現地調査した結果です。以上です。

１．議長
　次に現地調査農業委員、3 番北郷喜久委員より報告をお願いいたします。

１．3 番農業委員
　農業委員、3 番北郷喜久です。ただいま地区担当推進委員から報告があったとおりです。以上報告いたします。

１．議長
　これより質疑に入ります。なお、意見等がある場合はここで発言願います。
　質疑ありませんか。

１．全委員
　なし。

１．議長
　質疑なしと認めます。
　これより議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更についてを採決いたします。お諮りいたします。
　本案について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

１．全委員
　異議なし。

１．議長
　異議なしと認めます。
　よって本案は申請のとおり承認することに決定いたしました。
　以上で本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
　これをもって令和 8 年第 6 回塙町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻　　　　午後１時４７分

議長は会議録を作成し、会議事実と相違いないことを証する為、議事録署名人とともに署名する。